

都市計画 マスター プラン

ニュース レター

号外

2001 年 7 月 13 日発行

札幌市企画調整局計画部 都市計画課
TEL:011-211-2506 FAX:011-218-5113

●取り組み期間を延長します。

都市計画マスタープランについては、これまで市民のみなさんと「都市計画マスタープラン勉強会」を開催するなど（平成 10 年、11 年）、策定に向けた取り組みをすすめてきました。

その経過については、ニュースレターを通じて随時お知らせしてきましたが、昨年 3 月に発行した第 8 号では、目次構成の大枠をもとに細部の検討を継続していることと、素案がまとまり次第ご案内する予定であることをお伝えしていたところです。

その後、引き続き検討をすすめてまいりましたが、この度、これまでの一連の取り組みを延長することとし、スケジュールを再設定いたしましたのでお知らせいたします。

○取り組み期間延長の背景

都市計画法の改正（平成 13 年 5 月 18 日施行）にともない、都市計画のマスタープラン体系が見直され、都道府県は、すべての都市計画区域において「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされました。

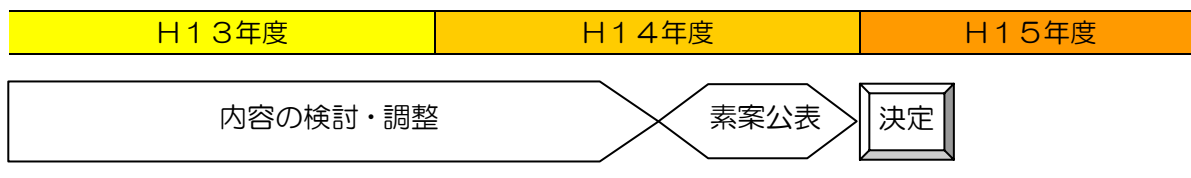
本市は、隣接する小樽市、江別市、北広島市及び石狩市とともに札幌圏都市計画区域に属しています。本市がこれまで検討をすすめてきた都市計画マスタープラン（市町村マスタープラン）は、この札幌圏の都市計画区域マスタープランとの調整を図るため一定の期間を要することとなるものです。

○今後のスケジュール予定（平成 13 年 7 月現在）

いまのところ、平成 14 年度後期の素案公表を予定しています。

この素案に対して市民のみなさんからも意見を伺ったうえで、最終的に決定したいと考えています。決定は平成 15 年前期となる見通しです。

◆今後のスケジュール予定◆



●今後の市民のみなさんへのお知らせ

メイリングリストに登録いただいているみなさんには、素案の公表時に直接お知らせいたします。また、「さっぽろの都市計画」ホームページ上でもご案内いたします。

◆「さっぽろの都市計画」ホームページ◆

アドレスはこちら→ <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/>

Q これまでに行ってきた取り組みはどうなるの？

A 取り組み期間の延長は、あくまでもこれまでの検討を継続するものです。そのため、「都市計画マスタープラン勉強会」の場などを通じていただいていたご意見は、今後も充分ふまえながら検討をすすめていきます。